

上越市産業振興施策の実績

1 中小企業融資支援事業

(1) 各種融資制度

中小企業者の経営基盤の強化や安定化を図るため、金融機関に一定の資金を預託し、金融機関と協調することで、長期かつ低利な事業資金を供給しています。

新型コロナウイルス・物価高騰等対策関連の県制度融資の利用が進んでいることから、令和4年度での市の制度融資の利用は令和3年度と同水準となっています。

○ 融資利用実績

(単位：百万円)

資金名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地方産業育成資金	2 (1)	5 (3)	3 (1)	8 (4)	2 (-)	12 (-)
中小企業振興資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	1 (1)
工場移転特別資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
経営改善支援資金	19 (5)	253 (57)	1 (-)	2 (-)	2 (1)	25 (20)
経営力強化資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	17 (-)
中心市街地活性化資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
工場等設置資金	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	21 (6)	258 (60)	4 (1)	10 (4)	6 (2)	55 (21)

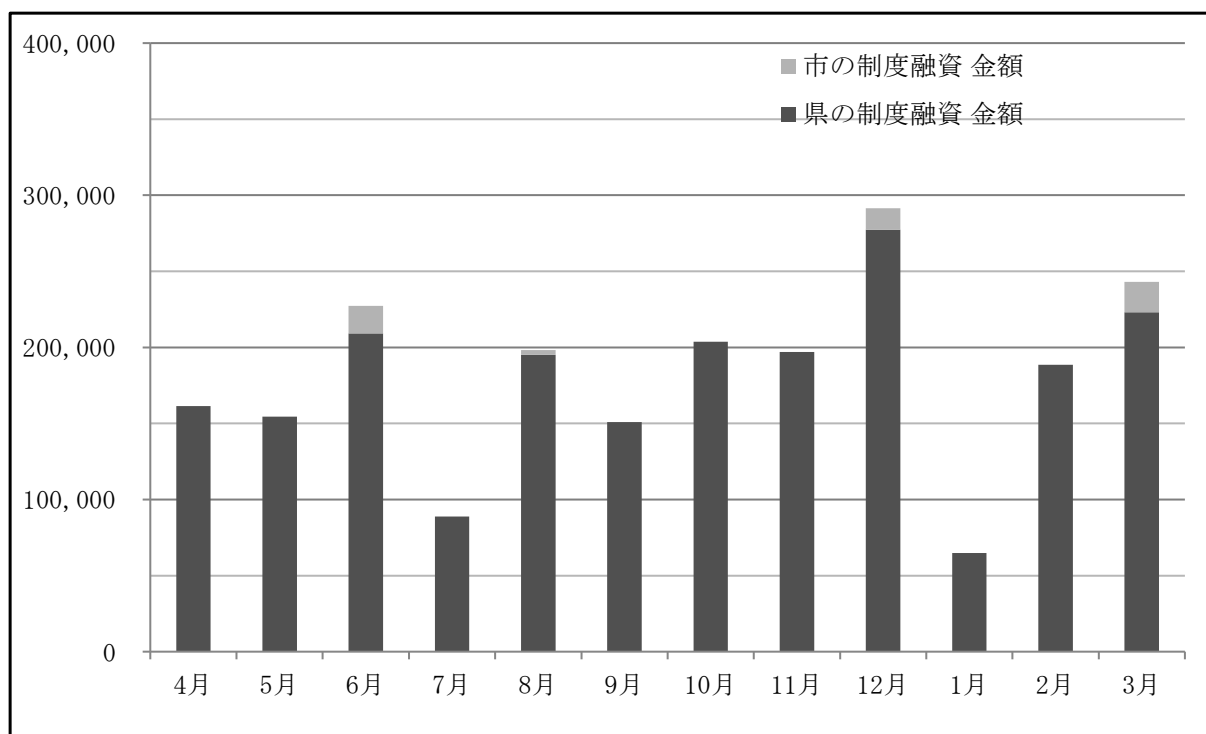
※各資金の下段のカッコ内は、13区内事業者の利用実績（内書き）

○ 令和4年度 上越市制度融資利用状況

(単位：千円)

	市の制度融資		県の制度融資		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	0	0	15	161,470	15	161,470
5月	0	0	28	154,550	28	154,550
6月	2	18,107	35	209,210	37	227,317
7月	0	0	18	88,930	18	88,930
8月	1	3,000	26	195,160	27	198,160
9月	0	0	26	150,810	26	150,810
10月	0	0	25	203,690	25	203,690
11月	0	0	27	197,020	27	197,020
12月	2	14,000	41	277,370	43	291,370
1月	0	0	14	64,810	14	64,810
2月	0	0	21	188,490	21	188,490
3月	1	20,000	36	223,060	37	243,060
合計	6	55,107	312	2,114,570	318	2,169,677

※県の制度融資分は信用保証料補助金対象分



(2) 信用保証料補助・利子補給補助制度

中小企業者が市・県の融資制度を新潟県信用保証協会の保証付きで利用した場合に、借り入れに伴う信用保証料の一部を補助し、円滑な融資を受けられるよう支援をしています。

令和4年度は、新潟県セーフティネット資金の新型コロナウイルス・物価高騰等や原油・原材料価格高騰等対応要件を信用保証料の補給対象にしたほか、借入利子の一部を補助しました。また、小規模事業者経営改善資金(マル経融資)に対する利子補給を行いました。

○ 信用保証料の補給割合（リスク考慮型かつ一般保証の場合）

補給対象融資名	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
上越市地方産業育成資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市中小企業振興資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市経営改善支援資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市経営力強化資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
新潟県小規模企業支援資金 (一般要件・小口零細企業保証制度要件)	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%
補給対象融資名	貸付額						補給割合		
新潟県 中小企業創業等支援資金 創業枠・第二創業枠 (一般要件・金融機関提案要件) 再チャレンジ枠	各々の資金について								
	1,000万円以下						50%		
	1,000万円超 3,500万円以下						30%		
	3,500万円超 1億円以下						10%		
新潟県事業承継資金									
新潟県 フロンティア企業支援資金 新技術・新事業等展開枠 設備投資促進枠	各々の枠について								
	1,000万円以下						50%		
	1,000万円超 2,000万円以下						40%		
	2,000万円超 3,000万円以下						30%		
	3,000万円超 5,000万円以下						20%		
	5,000万円超 1億円以下						10%		
新潟県セーフティネット 資金(経営支援枠) 新型コロナ対策要件 原油・原材料価格高騰等対応 推進緊急要件	各々の要件について						50%		
(1) 数値要件なし	5,000万円以下						25%		
(2) 数値要件あり							50%		
新潟県 経営改善サポート資金 事業再生計画実施関連 (感染症対応型)	1億円以下						50%		

※経営安定関連保証や特別小口保証などリスク考慮対象外の保証を利用する場合は補給なし

○ 信用保証料の補給実績

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	1件当たりの平均金額	件数	金額	1件当たりの平均金額	件数	金額	1件当たりの平均金額
保証料補助額	178	82,465	463	323	68,125	211	314	36,085	115
繰上完済による返戻	282	14,957	53	66	5,444	83	93	8,079	87
差引補助額		67,508			62,681			28,006	

○ 令和4年度各種利子補給補助金の実績

(単位：千円)

制 度 名	件数	補助金額
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	18	312
新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金	391	46,444
合 計	409	46,756

・ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金

制 度 の 概 要	小規模事業者経営改善資金（設備資金）を利用した小規模事業者に対し借入利子の一部を補助する。
対 象 融 資 制 度	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の設備資金
対 象 融 資 額	2,000万円以内
申 請 者	上越商工会議所・市内各商工会（左記団体が利用者を取りまとめる）
補 助 率	年0.5%
申 請 期 間	平成4年4月1日から令和5年3月31日まで

・ 新型コロナウイルス感染症対策利子補給補助金

制 度 の 概 要	新型コロナウイルス感染症により新潟県セーフティネット資金等を利用した中小企業者に対し借入利子の一部を補助する。
対 象 融 資 制 度	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠） ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別融資 ・ 新型感染症・物価高騰等対策伴走支援型資金 新潟県経営改善サポート資金 ・ 事業再生計画実施関連保証感染症対応型
対 象 融 資 額	1,000万円以内
利 子 補 給 期 間	融資を受けた日から2年分一括補助
補 助 率	年1.0%
申 請 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日の融資実行分まで

【今後の課題など】

新型コロナウイルス感染症関連の制度融資の返済が開始となった中小企業者等が多いこと等を踏まえ、各種制度融資の運用や信用保証料への補助、借入利子の一部補助など、引き続き金融面から経営基盤の安定と事業継続の支援等に取り組めます。

(付表) 上越市の中小企業向け制度融資

※ 上越市の制度融資は上越市内に住所又は事業所を有し、市税を滞納していない中小企業者が利用することができます。

※ 下表の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び6号に該当する会社及び個人です。ただし、信用保証を利用できない業種は対象となりません。

令和5年3月31日

資金名	融資対象	使途	融資限度額	融資利率	貸付期間(当初据置期間)	備考	信用保証料種別
地方産業育成資金	◎中小企業者	運転資金 設備資金	1,000万円	信保付 責任共有制度対象外 年1.70% 責任共有制度対象 年1.90% 信保なし 年2.20%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (いずれも6か月以内)	◎中小企業信用保険法第2条第1項第5号に該当する法人(医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員数が300人以下のもの)も融資対象	○
中小企業振興資金	◎中小企業者 ◎組合(事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合)	運転資金 設備資金	◎中小企業者 運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円 ◎組合 3,000万円	年2.20%	運転資金 5年以内(6か月以内) 設備資金 8年以内(1年以内)		○
工場移転特別資金	◎中小企業者 ◎組合(事業協同組合、企業組合、協業組合) ※市街地等から工場適地へ、又は市外から当市の工場適地へ工場を移転すること	設備資金	◎中小企業者、組合(独自) 2億円 ◎事業協同組合の転貸 1件当たり3,000万円 (全体で2億円が限度)	年2.20%	12年以内(2年以内)	◎「工場適地」とは、都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び市内の工業団地 ○工業系用途地域:物の製造、加工、又はこれに準ずる作業 ○工業団地:上記のほか卸売、運輸、建築等の作業	
経営改善支援資金	◎中小企業者 ※最近3か月の月平均売上高・売上総利益・売上総利益率・営業利益率が過去2か年のいずれかの同期と比較して5%以上減少していること	運転資金	3,000万円	年1.75%	8年以内(1年以内)	◎「最近3か月間」の最終月は、市への借入申込書提出日から遡って2か月以内です。	○
経営力強化資金	◎中小企業者等(認定経営革新等支援機関などの支援を受けて、自ら経営改善計画の策定と実行に取り組む市内中小企業者及び事業協同組合等)	運転資金 設備資金 借換資金	3,000万円	年1.85%	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 借換資金 10年以内(1年以内)	◎経営力強化保証制度による保証付き (経営力強化保証制度:認定経営革新等支援機関などの支援を受け、事業計画の策定・実行・進捗の報告を行う中小企業者が対象の保証制度)	○
中心市街地活性化資金	◎中心市街地の活性化を図るために市が定める計画に登載されている事業を実施しようとする中小企業者又は組合(事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合)	運転資金 設備資金	5,000万円	年2.00%	運転資金 10年以内(1年以内) 設備資金 12年以内(2年以内)	◎中心市街地の活性化を図るために市が定める計画に登載されている事業(例:あすとびあ高田へのテナント出店等) ※商工組合中央金庫長岡支店では、運転資金5年以内(据置1年以内)の取扱いとなります。	
工場等設置資金	◎奨励企業の指定を受けた企業	設備資金	◎工場等の新設又は増設 2億円 ◎工場設備の新設又は更新 5,000万円	年2.00%	12年以内(2年以内)	◎奨励企業の指定を受けるには、固定資産の取得額・新規雇用者数などの要件があります ◎奨励企業の対象業種は下記のとおり 製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、旅館・ホテル業、情報サービス業、コールセンター又は自然科学研究所	

37

◎信用保証料補給制度

○信用保証制度とは	中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるにあたり、物的担保(不動産又は動産)や人的担保(保証人)がない又は乏しい、あるいは金融機関との取引がないなどのため、資金の借入が困難な場合に、法律に基づいて設立された公共的な機関である新潟県信用保証協会がその保証人となり、信用力を補完することにより借入を容易にする制度です。
○信用保証を利用できない業種	農林漁業、金融業、保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)、宗教、政治・経済・文化団体等
○信用保証料	信用保証を利用するには、経営状況に応じた料率により算出した保証料をお支払いいただく必要があります。保証料についての詳細は、新潟県信用保証協会へお問い合わせください。

◎市による信用保証料の補給

下記の資金をお借入れの場合、信用保証料の一部を市が負担します。ただし、金額階層別の補給では、たとえば2,000万円必要な場合に、1,000万円ずつ2口に分けて補給を受けることはできません。

補給対象融資名	料率弾力化対象保証の料率区分別補給割合								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
上越市 地方産業育成資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市 中小企業振興資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市 経営改善支援資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
上越市 経営力強化資金	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	—	—
新潟県 小規模企業支援資金 (小口等細保証・一般保証)	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

補給対象融資名	貸付額	補給割合
新潟県中小企業創業等支援資金	各々の資金について 1,000万円以下	50%
創業枠、第二創業枠 (一般要件・金融機関提案要件) 再チャレンジ枠	1,000万円超 3,500万円以下 3,500万円超 1億円以下	30% 10%
新潟県事業承継資金		
新潟県セーフティネット資金(経営支援枠) (第7項-新型コロナ対策要件) (第9項-原油・原材料価格高騰等要件)	各々の要件について5,000万円以下	25%~50%
新潟県経営改善サポート資金 事業再生計画実施関連(感染症対応型)	1億円以下	50%
新潟県フロンティア企業支援資金	各々の枠について 1,000万円超 2,000万円以下 2,000万円超 3,000万円以下 3,000万円超 5,000万円以下 5,000万円超 1億円以下	50% 40% 30% 20% 10%
新技術・新事業等展開枠 設備投資促進枠		

2 企業の振興

(1) 企業振興制度

上越市内で工場等（建物及び設備）を新設、増設、又は更新する企業を「奨励企業」に指定し、奨励措置を行っています。

〈奨励企業の指定要件〉

・対象業種

[重点業種] 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、コールセンター

[その他業種] 旅館・ホテル業（一部を除く）、情報サービス業、自然科学研究所、植物工場

・固定資産の取得価額等の要件

	固定資産の取得価額		新規雇用者数
	中小企業	重点業種	
	その他業種	3,000万円以上	
大企業	2億円以上		5人以上

※リース取引により賃貸している償却資産はリース契約に含まれる取得価額相当額

〈奨励企業への奨励措置〉

① 奨励金の交付

奨励企業の設備投資に係る固定資産税額（土地、建物、償却資産）に次の割合を乗じた額を奨励金として交付します。

区分	年度		
	第1年度	第2年度	第3年度
重点業種	100/100	100/100	100/100
その他業種	100/100	60/100	40/100

・令和4年度奨励金交付実績：283,250,500円

（件数 53企業 92工場等）

② 工場等設置資金の融資

奨励企業の指定を受けると、設備投資資金の融資制度が利用できます。

・貸付限度額

工場等の新設、増設	2億円
工場設備の新設、更新	5,000万円

・貸付利率：年2.00%（固定金利、令和5年3月31日現在）

・貸付期間：12年以内（据置き2年以内を含む）

・令和4年度貸付実績：0件

〈奨励企業指定実績〉

○ 業種別

(単位：千円)

業 種 \ 年 度	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額
食料品製造業	-	-	1	693,056	2	283,470
化学工業	-	-	2	7,246,050	1	169,550
プラスチック製品製造業	-	-	-	-	-	-
鉄鋼業	1	24,690	2	547,426	1	38,700
金属製品製造業	3	530,314	3	1,881,987	3	476,565
汎用機械器具製造業	-	-	2	105,050	2	120,933
生産用機械器具製造業	-	-	3	255,680	1	142,475
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	938,990	2	9,184,001	5	18,856,161
その他の製造業	3	692,591	6	1,312,023	6	363,492
道路貨物輸送業・倉庫業	4	3,036,729	-	-	-	-
卸売業	-	-	2	1,073,336	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
植物工場	-	-	-	-	-	-
合 計	12	5,223,314	23	22,298,609	21	20,451,346

○ 企業規模別

(単位：千円)

企業規模 \ 年 度	令和 2 年		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額	件	固定資産取得額
大 企 業	1	1,692,875	4	17,451,897	5	13,180,161
中 小 企 業	11	3,530,439	19	4,846,712	15	7,298,185

※固定資産取得額には、固定資産取得予定額(申請時の金額)を含む。

(2) 土地取得補助制度（産業団地等取得補助金）

工場等を設置する目的で取得した産業団地等の用地購入費に対して補助金を交付します。

- ・対象業種：製造業、植物工場、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター、自然科学研究所
 （新規立地の場合）市内産業団地を 0.3ha 以上取得
 （市内移転の場合）移転前の土地の面積よりも 0.3ha 以上増加となる土地の取得（補助対象となる土地は、増加した面積に限る）
- ・補助の割合：

土地取得面積	補助率
0.5ha 以下の面積に係る部分	10/100
0.5ha を超え 1.0ha 以下の面積に係る部分	15/100
1.0ha を超え 3.0ha 以下の面積に係る部分	20/100
3.0ha を超える面積に係る部分	25/100

- ・補助率適用の特例：製造業が、新潟県南部産業団地において新規に立地する場合（市内に既に立地している企業の移転もしくは増設を除く）は、上記の補助率に 5/100 をそれぞれ加えた率を補助率とする。
- ・補助限度額：3 億円
- ・令和 4 年度交付実績：159,795,000 円（件数 2 件）

(3) 長期リース制度

借地借家法第 24 条に基づく事業用定期借地権を設定し、産業団地の土地の賃貸借を行う制度を設けています。

- ・借地権の種類：事業用定期借地権
- ・借地期間：10 年以上 20 年以下
- ・対象面積：3,000 m²以上
- ・保証金：売買価格相当額の 10%以上
- ・条件：契約締結後 2 年以内に操業を開始すること
- ・リース料：下表のとおり

団地名	板倉北部工業団地	今曾根工業団地
リース料 (年額)	390 円/m ²	440 円/m ²

(4) 買取り前提リース制度

産業団地の土地の分譲を前提とし、分譲前の一定期間について土地の賃貸借を行う買取り前提リース制度を設けています。

- ・借地期間: 10年以内（リース期間終了後に買取り）
- ・リース料: 年額で、分譲代金×2.35%（改定があります）
- ・保証金: 分譲代金の10%以上
- ・条件: 契約締結後2年以内に操業を開始すること。

(5) 分譲代金分割払い制度

産業団地の土地の分譲代金を分割して支払う制度を設けています。

- ・割賦期間: 10年以内
- ・割賦利率: 市長が定める利率
- ・割賦方法: 元金均等分割払い
- ・契約時手付金: 分譲価格の10%以上
- ・条件: 契約締結後2年以内に操業を開始すること。

【今後の課題など】

企業の設備投資を促すため、引き続き企業訪問及び商工会議所や金融機関などの関係機関を通じた制度の周知や情報収集を実施していきます。

3 新産業の振興

(1) 上越ものづくり振興センター設置・運営事業

ものづくり企業の振興を図るため、上越ものづくり振興センターをワンストップ窓口として設置し、ネットワーク構築の推進、人材育成の強化などの中小企業のニーズに沿った施策の展開を目指しています。

令和4年度は、運営協議会と、その内部協議機関となるものづくり部会及び農商工連携部会を開催し、出された意見に基づき、上越ものづくり振興センターの運営や各種事業を行いました。

※運営協議会： 民間企業のほか、商工会議所、金融機関、県等の支援機関等で構成し、上越ものづくり振興センターが行う支援策、連携、運営方法等について協議します。
(委員 10 人)

※ものづくり部会： 上越地域の製造業の代表者等で構成し、ものづくり産業の活性化のために必要な人材育成や販路開拓に向けた事業について協議します。
(委員 17 人)

※農商工連携部会： 農林水産業、商業、工業の団体や企業の代表者等で構成し、農商工連携を推進するための事業について協議します。
(委員 13 人)

また、上越ものづくり振興センターでは、市内ものづくり産業の紹介コーナーを設け、企業の活動や技術などのPRに努めました。



〈上越ものづくり振興センター内の相談スペースと市民プラザ内の産業紹介コーナー〉

(2) 中小企業研究開発支援事業

ものづくりの最前線に立つ中小企業の経営基盤の強化や新たな雇用の創出を図ることを目的として、市内の中小企業が行う新製品・新技術の開発に係る費用の一部について、支援を行いました。

〈新産業創造支援事業補助金の概要〉

①一般研究開発事業

- ・製品開発及び技術開発のために行う企画・設計～試作品開発までの事

業

- ・事業費のうち補助対象経費の1/2の額（限度額：200万円）
- ・農商工連携及び大学等研究協力機関等との連携事業は補助率2/3
- ・1事業につき最長で3年まで継続可

②特定研究開発事業

- ・複数の事業者が連携し、地域への波及効果が期待されるもので、市が設置する部会において、承認を得た事業
- ・事業費のうち補助対象経費の2/3の額（限度額：300万円）
- ・1事業につき最長で3年まで継続可

③新市場開拓・商品化事業

- ・研究開発事業等で開発された技術・製品の市場開拓・商品化までの事業
- ・事業費のうち補助対象経費の2/3の額（限度額：100万円）

④事前調査研究支援事業

- ・課題の解決や新製品・新技術開発等に向けた産学連携による事前調査、又は基礎研究を行う事業
- ・事業費のうち補助対象経費の1/2の額（限度額：20万円）

〈令和4年度実績〉

交付先	補助額 (千円)	研究・開発内容
大平洋特殊鑄造株式会社	1,024	超微細穴EBP※フィルタ開発による新規用途開発
株式会社山仙	975	防災簡易ダンボールベット用折りたたみ式マット畳の商品化事業
土の香工房c o t o c o t o	200	上越の老舗酒蔵の酒粕を使ったヤギチーズ開発に向けた有用性の調査
計	2,199	

※EBP：電子ビーム穴あけ加工（Electron Beam Perforation）のこと。

〈新産業創造支援事業補助金の交付推移〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金交付件数（件）	3	3	3
補助金総額（千円）	4,442	3,984	2,199

令和3年度の補助事業の成果発表会を令和4年11月11日に開催し、採択企業が取り組んだ研究開発の成果を発表しました。あわせて、令和2年度及び令和3年度にメイド・イン上越（工業製品）に認証した製品の紹介と、市内事業者の研究開発の啓発に向けた新製品・新技術開発チャレンジセミナーとして、先進的な取組を進めている企業の事例を紹介しました。

(3) メイド・イン上越推進事業

市内の中小企業等が製造した優れた商品を「メイド・イン上越」に認証することで市内外に広く発信し、その販路開拓・販売促進を支援しました。

令和4年度の認証は、工業製品が4品、特産品が6品となり、これまでの認証品数は、工業製品が33品、特産品が91品となりました。

特産品については、市内の大型商業施設であるエルマール、うみてらす名立「食彩鮮魚市場」、上越あるるん村「あるるんの杜」の3か所に常設販売コーナーを設置し、認証品等の販売促進支援と当市のPRを行いました。



〈エルマール山本味噌店〉

〈うみてらす名立〉

〈上越あるるん村〉

“選ばれる上越ならではの新たな産品”づくりでは、雪むろ酒かすラーメンなどを市内24店で販売し、普及とPRを行いました。

(4) 雪室商品開発等支援事業

公益財団法人雪だるま財団が取り組む雪室活用事業に、和田雪室（安塚区）及び関連財産の無償貸付等を行い、取組を支援しました。

令和4年度末で同財団が解散することに伴い、運営移管に向け調整を行い、NPO雪のふるさと安塚へ運営移管となりました。

【今後の課題など】

- ・メイド・イン上越について、時機を捉えた情報発信に努め、一層の認知度向上を図るほか、継続した取引につながるイベントや商談会に出展する認証事業者の取組への支援強化を図ります。
- ・特産品の市場や消費動向の変化を捉え、審査体制の強化や審査項目等の見直しを適時に行うなど、認証品のブランド価値の更なる向上に資する取組を行います。



〈和田雪室の様子〉

4 地域産業への支援

(1) 上越ものづくり協議会補助金

市内の中小企業で組織する「上越ものづくり協議会」が行う展示会への出展等に対して支援を行いました。

- ・ 展示会名：第27回機械要素技術展（東京ビッグサイト）
- ・ 開催時期：令和4年6月22日～24日
- ・ 出展企業：9社 商談等件数：709件

研修会・セミナーの後援

事業名	開催日	主催者	参加人数
技術開発懇談会	令和4年11月17日	長岡技術科学大学、 上越市	33人
経営者・管理者向けセミナー	令和5年3月13日	上越市	15人

(2) 企業支援コーディネート事業

- ・ ものづくり振興専門員の企業訪問により、令和4年度のコーディネート数は47件（企業間15件、産学間32件）、うちマッチング実績は28件（企業間7件、産学間21件）となりました。
- ・ ものづくり産業の基盤強化に向け、事業者を取り巻く社会環境の変化や支援機関の施策など、時勢に即したテーマを掲げ、上越ものづくり技術交流会を開催しました。

テーマ：伴走型支援事業の紹介、地元大企業と中小企業とのマッチング
機会の創出

開催年月日：令和5年3月2日（木）

参加人数：60人

講演内容：

講演①「信越化学工業のシリコーンとシリコン」

講師：信越化学工業株式会社 合成技術研究所 研究部 開発室
主席研究員 殿村 洋一 氏

講演②「関東経済産業局 官民合同伴走型支援事業の紹介」

講師：関東経済産業局 官民合同企業支援チーム
チーフコンサルタント 松本 英伸 氏

講演③「新潟県よろず支援拠点 成長志向企業伴走支援事業の紹介」

講師：公益財団法人にいがた産業創造機構 産業創造グループ
伴走支援チーム マネージャー 芳賀 修一 氏
新潟県よろず支援拠点
コーディネーター（伴走支援担当） 酒井 宏明 氏

(3) 見本市等出展事業補助金

自社開発した製品の新規販路開拓のための市外やオンライン上で行われ

る見本市等への出展にかかる費用について支援しました。

①一般枠

- ・市外や海外、オンライン上で行われる見本市や商談会等に中小企業が出展する際の会場借上料及び小間料
- ・補助率、補助金額
 - 初めての企業…補助対象経費の3分の2
 - 2回目の企業…補助対象経費の2分の1
 - 3回目の企業…補助対象経費の3分の1
 - (限度額はいずれも200千円)

②新市場開拓枠

- ・メイド・イン上越に認証された商品を見本市や商談会などに出展する際の会場借上料及び小間料
- ・補助率、補助金額：補助対象経費の3分の2、限度額200千円
(1 認証品につき3回申請可)

〈令和4年度交付実績〉

1,404千円（一般枠1件：116千円、新市場開拓枠7件：1,288千円）

(4) 人材育成事業

■階層別・テーマ別の集合研修

市内の中小企業等における人材育成を支援するため、階層別、テーマ別に各種研修会等を開催しました。

事業名	内容	参加人数
製造業管理者向け研修	仕事を効率化するIT活用講座	3人
経営者・管理者向け研修	アフターコロナにビジネスを加速させるマーケティング力強化セミナー	15人
新製品・新技術開発 チャレンジセミナー	新製品や新技術の開発に取り組む企業による事例発表	143人
製造業DX導入セミナー	講演1: デジタル技術の活用による中小企業の稼ぐ力の向上について 講演2: DX支援を行う市内ITシステム事業者の紹介 講演3: 市内製造業の事例発表	48人

■製造業人材育成支援事業

小規模事業者が参加又は実施する研修に係る費用を対象とした支援制度について、市内企業に周知及び利用を促しましたが、人手不足等の影響で研修への参加が難しいことなどから、利用はありませんでした。

■製造業技術力向上支援事業

中小企業者等（従業員21人以上）が行うものづくりに関わる技能の取得及び技術の向上を目的とした研修に係る費用を対象とした支援制度について、市内企業に周知及び利用を促しましたが、人手不足や原材料調達

の不安定性により、計画的な人材育成が困難な状況にあることなどから、利用はありませんでした。

(5) 工業関係団体等事業活動費補助事業

上越地区酒造研究会が実施した、酒造技術の向上を目的とした研究会や、日本酒に対する関心を高め、需要喚起につなげることを目的とした市民向けイベントに対し、経費の一部を補助しました。

(6) 上越ものづくり企業データベース事業

市内のものづくり企業の情報をデータベース化し、インターネットを通じて各企業の情報提供を行うことにより、企業の受注機会の拡大を図っており、令和4年度末時点で市内企業191社が登録しています。

スマートフォン等への対応や、受注・発注のニーズの把握手法などの課題を解決し、受注機会の拡大や企業間の連携強化に資する機能となるよう、令和5年3月にデータベースを刷新しました。また、登録企業には、メールマガジンにより、補助事業やセミナー等の情報を適時に提供しました。

(7) 中小企業者等イノベーション促進事業

事業継続、販路開拓、新商品又は新サービスの開発、DX、IT化等の新たな取組を行う中小企業者等に工事費、委託費、購入費、広告宣伝費等を支援しました。

令和4年度は78件を支援し、補助金交付総額は47,619千円となりました。

〈支援実績〉

	件数	補助金交付総額 (単位：千円)
令和4年度	78	47,619

【課題、今後の取組など】

- ・上越ものづくり技術交流会では、引き続き企業のニーズを的確に把握しながらテーマを選定し、企業活動の一助となるよう取組を進めます。
- ・企業の販路開拓を推進するため、展示会の有用性を多くの中小企業に伝えるとともに、商談会等への出展支援制度の更なる周知を進めます。
- ・企業が人材育成に向けた取組に力を入れられるよう、引き続き支援制度を継続し、周知を進めます。
- ・刷新した上越ものづくり企業データベースをより効果的に活用するため、掲載内容の更新や市内外企業への周知を図ります。
- ・中小企業者等イノベーション促進事業では、売上向上や他社との差別化などの取組効果が確認できたことから、経営環境の変化等に対応する中小企業者等の取組を引き続き支援していきます。

5 商業の振興

(1) 地域商業活性化事業

商店街や商工団体等が取り組む売上の維持向上及び固定客の確保等に直接的な効果が期待できる事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助しました。

〈支援実績〉

			利用団体数		補助金交付総額 (単位：千円)	
平成 30 年度	計	一般事業	10	8	23,499	14,340
		連携事業		2		9,159
令和元年度	計	一般事業	13	11	26,171	17,635
		連携事業		2		8,536
令和 2 年度	計	一般事業	6	4	14,752	5,977
		連携事業		2		8,775
令和 3 年度	計	一般事業	9	6	22,195	11,013
		連携事業		3		11,182
令和 4 年度	計	一般事業	10	6	18,430	7,244
		連携事業		4		11,186

(2) 13 区の空き店舗等利用促進事業

13 区の商業地の空き店舗の有効活用を進め、賑わいの創出を図ることを目的に、商業施設等の出店を行う個人・法人に対し改装費の一部を補助するもので、令和 4 年度は吉川区において 1 件の申請がありました。

〈支援実績〉

	件数	補助金交付総額 (単位：千円)
令和 4 年度	1	1,000

【今後の課題など】

地域商業活性化事業は、当補助金の活用を通じて、実施団体による消費喚起や売上向上等の主体的な取組を支援することができました。

(3) 計量検査事業

売買などの商取引や証明に使用する計量器の精度を確保し、消費者及び事業者が安心して商取引等を行うことができるように、計量法に基づく特定計量器の定期検査等を行っています。

① 特定計量器定期検査

計量法第 19 条の規定により、定期検査を 2 年に 1 回実施することが定められており、隔年で実施しています。

○実施状況

<集合検査>

	受検戸数	検査個数			実施日数
		はかり	おもり	計	
平成 25 年度	874 戸	1,834 個	1,122 個	2,956 個	30 日間
平成 27 年度	831 戸	1,818 個	1,030 個	2,848 個	31 日間
平成 29 年度	816 戸	1,696 個	880 個	2,576 個	30 日間
令和元年度	819 戸	1,730 個	791 個	2,521 個	30 日間
令和 3 年度	785 戸	1,645 個	699 個	2,344 個	30 日間

<所在場所検査>

	受検戸数	検査個数			実施日数
		はかり	おもり	計	
平成 25 年度	10 戸	13 個	0 個	13 個	2 日間
平成 27 年度	11 戸	17 個	0 個	17 個	2 日間
平成 29 年度	12 戸	19 個	0 個	19 個	2 日間
令和元年度	12 戸	12 個	0 個	12 個	2 日間
令和 3 年度	30 戸	51 個	0 個	51 個	6 日間

※令和 3 年度より高精密はかりを所有する調剤薬局を追加

<計量士による検査（代検査）>

	受検戸数	検査個数			実施人数
		はかり	おもり	計	
平成 25 年度	74 戸	386 個	154 個	540 個	11 人
平成 27 年度	79 戸	395 個	179 個	574 個	11 人
平成 29 年度	87 戸	418 個	164 個	582 個	14 人
令和元年度	91 戸	503 個	157 個	660 個	12 人
令和 3 年度	133 戸	648 個	149 個	797 個	11 人

② 立入検査

スーパーやガソリンスタンド等に立入検査を実施し、量目が不足する商品や有効期限等の過ぎたメーターが使用されていないか確認しました。

○実施状況

	実施内容	事業所数	検査個数
平成30年度	商品量目	15か所	767個
	L P ガス	5か所	832個 (台帳検査)
	燃料油	5か所	121個
令和元年度	商品量目	15か所	880個
	L P ガス	4か所	468個 (台帳検査)
	燃料油	5か所	94個
令和2年度	商品量目	1か所	60個
	L P ガス	0か所	0個 (台帳検査)
	燃料油	0か所	0個
令和3年度	商品量目	11か所	540個
	L P ガス	0か所	0個 (台帳検査)
	燃料油	3か所	39個
令和4年度	商品量目	10か所	532個
	L P ガス	8か所	4,201個 (台帳検査)
	燃料油	8か所	99個

6 中心市街地活性化の推進

(1) 高田地区活性化事業

高田地区では、参加予約型のイベントが開催されるなど、コロナ禍に対応した取組が行われました。また、若手商業者による将来ビジョンの検討や先進地視察、商店街フラッグの作成といった活動も見られました。

〈高田地区イベント等の実績〉

事業名	令和4年度実施日	事業内容
花のまち高田プロジェクト ・春のオープンガーデン ・城下町高田本町花フェスタ ・お水鉢プロジェクト ・秋のオープンガーデン	5月14日～6月12日 6月4日・5日 7月16日～8月15日 10月8日～14日	市民参加のもと、高田市街地を中心に花の作品展示やワークショップなどを開催した。
越後・謙信 S A K E まつり2022	10月22日・23日	高田本町通りにおいて、上越地域の日本酒の販売と、日本酒の試飲を含む飲食物を提供するイベントを開催した。加えて、オンラインショップによる販売、県内外へのSNS等を活用した広告宣伝を行った。また、S A K E まつり連携企画として、「本町商店街×上越地域の酒蔵コラボレーション商品開発」などを実施した。
商店街共同イベント ・観桜会・春フェスタ ・七夕まつり ・本町モーターショー ・本町ハロウィンまつり ・レルヒ祭協賛イベント	4月2日・9日 7月1日～7日 7月2日 10月29日 2月4日～2月28日	本町商店街の賑わいづくりや各商店の販売促進を目的に、「春フェスタ」や「七夕イベント」を開催した。「ハロウィンまつり」は、参加人数を制限した事前予約制とした。
高田本町百年商店街お雛様と絵看板イベント	2月10日～3月7日	創業100年超の老舗店の店頭及び店内に江戸風看板やお店のお宝、商店街各所にお雛様を展示し、それらを活用したイベントを実施した。

【参考】高田地区の2核施設について



＜あすとぴあ高田＞



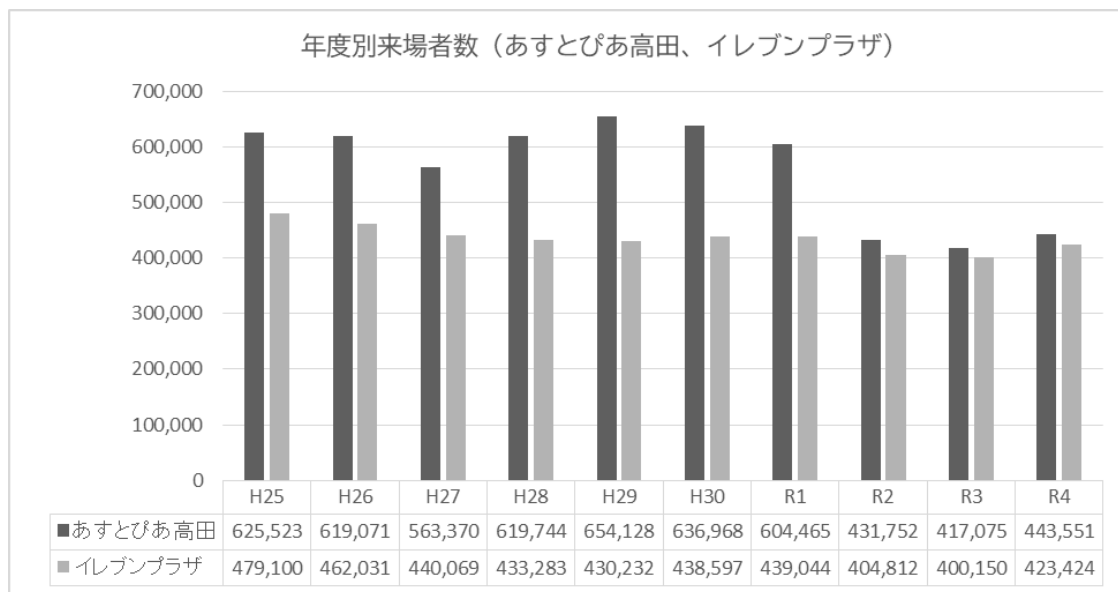
＜イレブンプラザ＞

〈2核施設の入込数〉（オープン～令和5年3月31日迄）

施設	オープン後の来場延人数
あすとぴあ高田	5,469,557人
イレブンプラザ	4,387,742人

〈年度別来場者数〉

（単位：人）



(2) 直江津地区活性化事業

直江津地区では、コロナ禍で中止していたイベントの再開や、拠点施設である「水族博物館うみがたり」や「直江津D51レールパーク」などの来訪者をまちなかに誘客する取組が行われ、賑わいの回復が図られました。



<水族博物館うみがたり>



<直江津D51レールパーク>

<直江津地区イベント等の実績>

事業名	令和4年度実施日	事業内容
直江津まちなかイベント事業 ・三八朝市まつり ・祇園祭ホコ天 ・直江津まちなか市座イベント	通年 5月3日 7月26日 11月3日	商店街の賑わいの創出のため、年間を通して集客イベントを実施した。
なおえつ鉄道まつり	11月3日	鉄道をテーマとした「なおえつ鉄道まつり 2022」及び商店の店先を利用した市民参加型のイベント「アート商展街 in 直江の津」を開催した。
直江津まちなか回遊促進プロジェクト事業	通年	「うみがたり」や「D51レールパーク」の来訪者をまちなかに誘客するため、まちなかのイベント情報や見どころを掲載するホームページを開設し、情報を発信した。
まちづくり協議会活動支援事業	通年	ガイドマップを作成し、観光案内所等に設置した。 駅前通りや安国寺通りの店舗・事業所に魚類観賞用小型水槽や水族博物館に関連したイルミネーションを設置した。

(3) 中心市街地の空き店舗等利用促進事業

中心市街地の空き店舗の有効活用を進め、まちなかの賑わいの創出を図ることを目的に、商業施設等の出店を行う個人・法人に対し改装費の一部を補助するもので、令和4年度は高田地区において2件、直江津地区において3件の申請がありました。

〈支援実績〉

	件数	補助金交付総額 (単位：千円)
令和2年度	6	6,648
令和3年度	6	5,633
令和4年度	5	4,330

(4) 中心市街地の歩行者及び自転車の交通量の状況

まちなかの賑わい状況を測る参考指標として用いるため、高田・直江津両地区において歩行者及び自動車通行量を測定しました。

令和4年の高田地区の「歩行者＋自転車」の交通量(平日と休日の平均)は、1日あたり6,071人(前年比865人増加・16.6%増加)となりました。直江津地区の「歩行者＋自転車」の交通量(平日と休日の平均)は、1日あたり1,929人(前年比62人減少・3.1%減少)となりました。

○調査結果(休日と平日の平均値)

〈高田地区〉

(単位：人)

調査地点	H30	R元	R2	R3	R4	R4-R3	増減率
高田駅前郵便局前	1,904	1,664	1,361	1,326	1,610	284	21.4%
あすとびあ高田前	1,334	1,451	1,250	1,209	1,372	163	13.4%
雁木通りプラザ前	1,211	1,255	1,073	1,278	1,385	107	8.3%
高田小町前	368	462	311	315	572	257	81.9%
新潟地方裁判所高田支部前	760	856	784	850	868	18	2.1%
長養館前	309	321	309	230	266	36	15.7%
合計	5,885	6,008	5,087	5,206	6,071	865	16.6%

※小数点以下の端数処理の関係で、合計が合わないところがあります。

〈直江津地区〉

(単位:人)

調査地点	H30	R元	R2	R3	R4	R4-R3	増減率
旅館附船屋前	538	544	503	537	577	40	7.4%
直江津郵便局前	167	185	186	192	147	-45	-23.2%
第四銀行直江津西支店前	364	445	386	375	369	-6	-1.7%
八幡神社付近	656	593	670	493	444	-49	-9.9%
旧検察庁跡地(公園)前	464	481	462	395	393	-2	-0.5%
合計	2,189	2,248	2,206	1,991	1,929	-62	-3.1%

※小数点以下の端数処理の関係で、合計が合わないところがあります。

○調査日時

〈高田地区〉

休日：令和4年6月12日(日)9:00～19:00 (曇り時々晴れ)

平日：令和4年6月16日(木)9:00～19:00 (曇り)

〈直江津地区〉

休日：令和4年6月12日(日)9:00～19:00 (曇り時々晴れ)

平日：令和4年6月14日(火)9:00～19:00 (曇り・強風)

【今後の課題など】

高田・直江津両地区ともに、イベント等を企画運営する担い手の不足、空き店舗対策などの課題があることから、引き続き関係団体等と連携し、解決策を検討していきます。

高田地区については、コロナ禍で規模の縮小や開催形式の変更を余儀なくされた取組や若手事業者による商店街の将来を見据えた話合いで検討された取組に対し、引き続き助言、支援を行っていきます。

直江津地区については、拠点施設への来訪者、鉄道や佐渡汽船の利用者などのまちなか回遊を促す具体的な仕組みづくりを支援していきます。

7 貿易・物流の振興

(1) 直江津港の振興

直江津港は地域経済の発展に欠かせない基幹インフラであるという認識のもと、港の利用促進と貨物取扱量の拡大を進めるため、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を確認しながら、港湾管理者である新潟県や港湾事業者等と連携し、市内企業を始め、長野県内を中心に市外の荷主企業を訪問し、ポートセールスを行いました。

○ポートセールス訪問企業数等

令和5年3月31日現在

年度	上越市内	新潟県内	長野県	首都圏	その他	計
R2	28件	4件	9件	0件	0件	41件
R3	41件	7件	28件	9件	1件	86件
R4	48件	4件	41件	14件	2件	109件

○外貿定期コンテナ利用促進支援補助金

新たに輸出入を開始する企業やリスク分散を検討している企業等をターゲットに、1TEUからでも直江津港を利用していただき、継続的な利用につなげています。

区分	輸出入	利用企業数	コンテナ貨物量	補助金交付額
令和4年度 初利用事業者	輸出	4社	62TEU	990千円
	輸入	4社	25TEU	240千円
令和4年度 継続利用事業者	輸出	3社	50TEU	500千円
	輸入	4社	23TEU	115千円
合計		15社	160TEU	1,845千円

○エネルギー供給拠点

直江津港は、荒浜ふ頭地区のLNG火力発電所や天然ガスを供給するLNG基地整備を背景に、平成23年11月に日本海側拠点港（LNG）に指定され、令和4年12月には新たなLNG火力発電所が稼働しました。

また、存在が確認された日本海上越沖のメタンハイドレートの調査拠点港として期待されていることから、エネルギー拠点としての機能を市内外にアピールし、港湾振興と地域経済の発展につなげていきます。

【今後の課題など】

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外貿コンテナ貨物を取り戻し、定期コンテナ航路の維持、増加を図るため、引き続き県や港湾事業者と連携しながら、市内企業を始め、直江津港の後背地である長野県等からの貨物獲得に向け、継続的かつ効果的なセールスに取り組めます。

(2) 港の賑わい創出事業

○令和3年度～令和4年度の賑わい創出事業開催実績

	令和3年度実績	令和4年度実績
事業名	直江津港見学会	直江津港見学会
概要	<p>直江津港フェスティバルに替えて、港や海に親しみ、直江津港の機能や役割を知ってもらうイベントとして直江津港見学会を実施した。</p> <p>○第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 9月23日(木・祝) ・実施内容 港の概要紹介、港見学バスツアー 遊漁船による港内遊覧 ・参加者 22人 ・協力事業者 直江津港湾事務所 上越市漁業協同組合 <p>○第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 10月3日(日) ・実施内容 港の概要紹介、港見学バスツアー ・海上保安官の仕事紹介、巡視艇「たつぎり」の見学など ・参加者 48人 ・協力事業者 直江津港湾事務所 上越海上保安署 <p>○第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日 10月9日(土) ・実施内容 港の概要紹介、港見学バスツアー ・税関の仕事紹介、ゲート式金属探知機を使った仕事体験など ・船員の仕事紹介 ・参加者 33人 ・協力事業者 直江津港湾事務所 税関直江津出張所 佐渡汽船シップマネジメント(株) 佐渡汽船(株)直江津代理店 	<p>港湾関係団体等からの協力により、直江津港の役割や機能を学ぶ直江津港見学会を実施した。</p> <p>○開催回数 12回</p> <p>○参加者数 206人</p> <p>○実施内容 直江津港の紹介、港見学バスツアー、港湾荷役の仕事紹介、ジェットフォイル「ぎんが」の船内見学と船長のお話、発電所の見学、海上保安官の仕事紹介、LNG基地の見学、税関の仕事紹介・仕事体験 ※直江津港の説明、港見学バスツアーは毎回実施</p> <p>○協力事業者 直江津港湾事務所 上越地域振興局企画振興部 直江津海陸運送(株) 佐渡汽船直江津代理店(佐渡汽船シップマネジメント(株)) 東北電力(株)上越火力発電所建設所 上越海上保安署 (株)INPEX直江津LNG基地 税関直江津出張所 (株)JERA上越火力発電所</p>

(3) 小木直江津航路利用促進事業

○佐渡市・上越市観光・航路連携協議会の取組

小木直江津航路を利用し、両市に立ち寄る又は宿泊する旅行商品を造成する旅行会社に対して補助金を交付したほか、長野市で開催された、大人の文化祭 2022 へ出展し、観光PRを実施しました。

また、新潟県で全国旅行支援が開始されることを踏まえ、地元紙に小木直江津航路の利用と佐渡旅行を促す広告を掲載しました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
佐渡市・上越市観光・航路連携協議会への負担金決算額	805 千円	2 千円	792 千円	170 千円

8 雇用対策

(1) 若年者の就労支援

若者しごと館上越サテライトでは、国、県及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団と連携し、概ね 15 歳から 49 歳までの方に対し、職業に関する情報提供や職業能力開発、カウンセリング、職業紹介など総合的な支援を行い、若年者の就職促進を図りました。また、上越地域若者サポートステーションでは、若年無業者への早期就労の支援を行いました。

〈若者しごと館上越サテライト利用状況〉

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来館者数	1,208 人	828 人	663 人
就職者数	139 人	148 人	116 人

(所在地：上越市本町 3-4-1(センバンビル 2F) TEL 025-520-9115)

〈上越地域若者サポートステーション利用状況〉

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来館者数	1,028 人	1,099 人	1,201 人
就職者数	43 人	80 人	68 人

(所在地：上越市寺町 2-20-1(福祉交流プラザ内) TEL 025-524-3185)

(2) 障害者の就労支援

上越公共職業安定所管内の従業員数 43.5 人以上の民間企業の障害者実雇用率は、令和 4 年 6 月 1 日現在において 2.42%、法定雇用率達成企業数は 113 社、法定雇用率達成企業の割合は 67.7%となっています。上越公共職業安定所と連携して合同就職面接会を行い、企業に対する障害者雇用への理解を求めるとともに、障害者の就労支援を行いました。

〈事業参加者数の推移〉

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合同就職面接会 (2 回開催)	延べ事業所数	36 事業所	44 事業所	45 事業所
	延べ求職者数	106 人	107 人	96 人
	うち就職者数	15 人	17 人	27 人

【今後の課題など】

就労が困難な若年無業者の就職のため、上越地域若者サポートステーション等との連携を図り、引き続き相談しやすい環境を整備していきます。

障害者雇用を推進するため、上越公共職業安定所等との連携を図り、引き続き障害のある方が就職できるよう支援に取り組めます。

9 技能者の育成

(1) 認定職業訓練への支援

職業訓練法人上越職業訓練協会が技能労働者育成のために上越人材ハイスクールで実施する認定職業訓練の経費の一部を補助しました。

また、中小企業で働く労働者の技能と地位の向上を図り、中小企業の振興に寄与することを目的として、職業能力開発促進法により認定された職業訓練を実施する上越人材ハイスクールを支援しました。

〈上越人材ハイスクールにおける訓練コース別受講者数の推移〉

訓練コース	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普通訓練コース（木造建築科等）	13人	15人	15人
専修訓練コース（建築製図科等）	7人	10人	7人
1・2級技能士コース	5人	9人	0人
管理監督者コース	106人	124人	0人
技能向上コース（造園科・PC関連等）	870人	948人	750人
合計	1,001人	1,106人	772人

（所在地：上越市高土町 3-1-15 TEL 025-523-2690）

(2) 技能五輪全国大会等出場選手支援

上越市内の事業所に勤務する若手技能労働者の技能向上を図り、同趣旨で開催される技能五輪全国大会等に出場する選手を強化する訓練費を補助しました。

〈各大会の出場者数及び成績〉

大会		令和2年度	令和3年度	令和4年度
技能五輪全国大会	出場者数	—	2人	—
	成績	—	—	—
技能グランプリ	出場者数	2人	大会なし	大会なし
	成績	銅賞1人		

※出場者数は、強化訓練を実施した市内事業所からの出場者の数

※隔年で開催される技能グランプリは、令和4年度に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度に延期となった。

【今後の課題、反省点など】

技能労働者を雇用する中小企業の多くが、担い手の育成や後継者不足を課題としており、技能労働者の技術の向上と担い手の育成のため、上越人材ハイスクール等の関係機関と連携し、引き続き支援を行っていきます。

10 勤労者福祉

(1) 新しい社会人を励ますつどい

春に就職する新社会人及び再就職者を対象に、地元企業への定着と労働意欲の向上のため、上越公共職業安定所をはじめとする関係機関とともに毎年開催しています。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンライン開催としました。

〈「つどい」参加者数の推移〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	中止	53人	121人
参加事業所数	中止	26事業所	29事業所

※令和3年度は中止としたものの、市長メッセージ及び研修資料を送付したため、資料の送付数を参加者としています。

(2) 三の輪台いこいの広場

三の輪台いこいの広場は、市民が恵まれた自然環境の中で休養し、健康増進を図れる野外活動の場としてご利用いただきました。

(テニスコートは平成27年9月末日で廃止しました。)

(所在地：上越市五智国分 1609-4)

(3) ワークパル上越

ワークパル上越では、より効率的、効果的に管理運営を行うため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンターに施設管理運営業務を委託しています。令和4年度は、コロナ禍により中止・縮小していたイベント・講座を、感染症対策を講じたうえで一部再開し、パン作りや体操など37講座を開講し、勤労者福祉の増進を図りました。

今後も魅力ある講座などを企画し、より多くの勤労者から利用される施設を目指していきます。

〈講座、イベント参加者数の推移〉

※（ ）内は、イベント、講座数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イベント参加者数	中止	75人(1)	498人(3)
講座受講者数	3,178人(14)	9,069人(22)	9,388人(37)
計	3,178人(14)	9,144人(23)	9,886人(40)

(所在地：上越市下門前 477 TEL 025-545-5111)

〈施設利用者数の推移〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	37,459人	50,321人	54,995人

【今後の課題など】

新しい社会人を励ますつどいは、開催方法や内容を工夫していき、新規学卒就職者の地元企業への定着につなげていきます。

また、ワークパル上越での講座など、引き続き、勤労者の福利厚生の実充に向けた取組を支援していきます。

付 録

～上越市中小企業・小規模企業振興基本条例について～

【付録】

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例について

1 条例制定の背景

○ 上越市における中小企業・小規模企業の重要性

国の調査（平成 26 年「経済センサス」）によると、市内の事業所数の 99%が従業者数 100 人未満の中小企業・小規模企業であり、市内の従業者の 78%がそれらの企業で働いています。つまり、市内の中小企業・小規模企業は、地域に根差して私たちの雇用を守り、多岐にわたる商品・サービスの提供や多様なニーズへの機敏な対応など、それぞれが持つ力と技術を発揮しながら地域経済を支え、私たちの日々の暮らしを支える重要な存在であるといえます。

○ 中小企業・小規模企業を取り巻く環境・課題

人口減少・少子高齢化、国際化の進展、情報化の進展など経済・社会構造が大きく変化する中で、中小企業・小規模企業経営の現場では、地域内消費の減少や人手不足、価格や品質面での競争の激化、事業承継・後継者問題など、その存続を左右するような課題が顕在化しています。

○ 困難に立ち向かうために

中小企業・小規模企業を取り巻く厳しい環境や課題を、企業自らの努力や従来の行政や商工関係団体などが行う支援策だけで解決・解消していくことは極めて困難です。私たち一人ひとりが中小企業・小規模企業の果たす重要な役割やそこで働くことにより得られるやりがいを感じ、また、それらの企業が失われれば私たちの暮らしも成り立たなくなるということを強く認識し、中小企業・小規模企業とともに、行政や商工団体、金融機関、教育機関、そして私たち市民が、それぞれの役割を担い、連携協力し、振興に取り組むことが必要です。

その取組の拠り所として、「上越市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、平成 30 年 4 月 1 日に施行しました。

2 条例全文

上越市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市における中小企業・小規模企業の振興に関し、市長、中小企業・小規模企業等の責務及び役割を明らかにし、基本理念、施策の基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、中小企業・小規模企業の活性化及び持続的な成長発展を促進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者を含む。）であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 市長等市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 商工団体等商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業を支援する団体であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）であって、市の区域内に存するものをいう。
- (7) 大学等学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項及び第2項に規定する公共職業能力開発施設その他の研究、開発等を行う機関であって、市の区域内に存するものをいう。
- (8) 教育機関学校及び大学等をいう。
- (9) 経営力向上中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第10項に規定する経営力向上をいう。
- (10) 経営の革新中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 雪国の風土と深い歴史に磨かれ、本市に根付いた中小企業・小規模企業がその多様で機動的な事業活動を通じて、市民の日々の暮らし及び地域経済を支える重要な存在であるという認識の共有及び共感の下に行うこと。
- (2) 中小企業・小規模企業の自らの努力及び創意工夫により経営力向上を図り、事業の活性化及び持続的な成長発展を促進すること。
- (3) 中小企業・小規模企業、国、新潟県、本市、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民が相互に

連携し、及び協力すること。

(4) 経済的社会的環境の変化に円滑に適応すること。

(5) 自然、歴史、文化、技術、人材その他の本市が有する資源を活用すること。

(6) 広い市域を有することにより気候、交通、人口、事業所の集積の状況その他の中小企業・小規模企業が事業を行う環境が地域ごとに異なることに配慮すること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市長は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長等は、施策を実施するに当たり、中小企業・小規模企業、国、新潟県その他関係地方公共団体、商工団体等、大企業、金融機関、教育機関及び市民と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

4 市長等は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、市産品の利活用の推進及び中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

5 市長等は、地域経済の状況並びに中小企業・小規模企業及びその従業者の実態を把握し、的確に施策に反映するように努めるものとする。

6 市長等は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保に資するため、市民の意識の醸成に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の責務)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自らの努力及び創意工夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、人材の育成並びに従業者の雇用の安定、労働環境の整備及び福利厚生の実施に努めるとともに、子育て及び介護の支援等に配慮した仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、児童、生徒及び学生が中小企業・小規模企業への関心を高め、そこで働いてみたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。

(商工団体等の責務)

第6条 商工団体等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等を支援するため、必要な環境の整備を行い、中小企業・小規模企業の要望を捉えた取組を行うよう努めるものとする。

2 商工団体等は、市長等が実施する施策の推進のため、連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 学校は、児童及び生徒に対し、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の向上に努めるものとする。

る。

2 大学等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

3 大学等は、育成した人材が中小企業・小規模企業において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。

4 大学等は、職業能力の開発及び向上を促進するため、多様な職業訓練の実施、中小企業・小規模企業が行う職業訓練に対する支援その他の必要な取組を行うよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(大企業の理解及び協力)

第10条 大企業は、中小企業・小規模企業の地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、中小企業・小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市長等は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。

(2) 中小企業・小規模企業の創業を促進すること。

(3) 中小企業・小規模企業における人材の育成及び確保並びに中小企業・小規模企業の従業者の労働環境の整備、福利厚生の実施及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組を促進すること。

(4) 中小企業・小規模企業の円滑な事業の承継を促進すること。

(5) 中小企業・小規模企業への資金の供給の円滑化を図ること。

(6) 中小企業・小規模企業の市場及び販路の拡大、新規顧客の獲得並びに海外における事業の展開を促進すること。

(7) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。

(施策の総合計画への掲載及び見直し)

第12条 市長は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく施策を計画的に推進するため、これを上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画に搭載し、定期的にその成果の評価及び検証並びに見直しを行わなければならない。

(関係者との協議)

第13条 市長等は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、中小企業・小規模企業、商工団体等その他の関係者と継続的な協議を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

令和 5 年度版 上越市の商工業

令和 6 年 3 月

編集 上越市産業部産業政策課

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

電話 025(520)5729

FAX 025(520)5852
